

久留米開墾社分離騒動

入植後の久留米開墾社についてみてみよう。

久留米開墾社分離騒動

当初、旧久留米藩士族は対面原（現在の郡山市喜久田町・熱海町・日和田町）に入植する予定だったが、福島県は大槻原開墾事業の延長として内務省から許可を得たので、開成山に近い大蔵壇原（現在の郡山市久留米）に入植することとなった。

久留米開墾社は当初100戸の移住許可を受けて希望者を募ったが、応募者が絶えず、50戸の移住許可を追加した。大蔵壇原では入植地が不足するため、対面原（現在の郡山市喜久田町・日和田町）に分社を設けた。

明治13年（1880）12月20日に久留米開墾社役員の不正事件が発覚した。社長不在中に久留米開墾社名義で銀行より商法資金を借り受けていたものであった。これを契機に内紛が起り、南久留米（大蔵壇原）と北久留米（対面原）に分かれる騒動に発展した。



大蔵壇原（南久留米）旧久留米藩士族 入植者の碑
平成7年（1995）に久留米水天宮の近く、郡山市立久留米地域公民館に建立された。



対面原（北久留米）旧久留米藩士族 入植者の碑
平成7年に郡山市喜久田町と日和田町の境、安積疏水路の脇に建立された。

明治天皇巡幸

明治14年（1881）に行われた明治天皇の東北・北海道巡幸において、郡山は往路・復路ともに行幸があった。

明治天皇は明治14年10月5日に大蔵壇原の久留米説教所で休憩をとった。各地からの収穫物が献上される中で、久留米開墾社は2か所から収穫物が献上された。明治天皇は久留米開墾社の分離問題を知り、「分離ヲ回復シ和親合一セシムヘキ（『分草実録』）」と諭した。これを機に協議が進められ、明治15年（1882）に一和となり分離騒動は終了した。

東巡還幸ノ路次桑野村ニ 行宮ヲ置カレ御居所トナリ、開成社、久留米開墾社、鳥取開墾社、二本松開墾社、高知開墾社、高知協力組、桑野村移住人并岡山移住人、二本松移住人、棚倉移住人、総代ヲ 行宮ニ召出サレ、大木参議ヨリ御懇ノ御勞詞アリ、開拓課員亦同シ、随テ移住人一戸ニ付農具料トシテ金壹円五十銭ツ、宮内省ヨリ之ヲ賜リ、又各移住人ヨリ 天覧ニ供スル収穫物ハ、行宮御留置ニ相成リ御扱トシテ金十五円ヲ賜ハル、同所 御発遣ノ路次、久留米開墾社現業場ヲ 御巡覽アリ、御野立アリテ、御泊所郡山 行宮へ着御、桑野村行宮ニ於テ久留米開墾社并分離久留米開墾社双方ヨリ格別ニ天覧ニ供シタル収穫物へ
御慮ヲ注カセラレタル趣ニテ、大木参議ヨリ勅諭ニ付、分離ヲ回復シ和親合一セシムヘキ旨小野書記官へ口達アリ、一郎ハ列席ニ於テ大木参議ヨリ久留米開墾社葛藤ノ由来ヲ下問セラレ、逐一之ヲ上陳ス、於是小野書記官ハ県令へ協議ノ上処分セラレルヘキ処、山吉県令ハ御代覧御案内先ヨリ直ニ上京ノ為メ処分遷延セリ、因日分離ニ付テハ経済分割上ノ事ニ付脳髓ヲ悩マス浅カラサルノ際俄然トシテ勅諭アリ、於是処分ニ岐ノ案トナリ、又一ノ問題トハナリキ、然レ共一郎ヨリ之ヲ視ル時ハ、処分ノ易スキ此点ニ止ル也、況ヤ勅諭タルヲヤ



明治天皇御野立所趾碑
久留米説教所の近くに建立されている。

明治天皇巡幸

『分草実録』（立岩家文書 郡山市歴史情報博物館所蔵）より抜粋
立岩一郎が県官辞任後に執筆したもの。立岩は明治天皇巡幸の事務掛責任者を務めた。また、久留米開墾社分離問題が起こる中での開拓科出張所長でもあった。